

心理的リアクタンス理論(1)

深田博己

(1996年9月9日受理)

Psychological reactance theory (1)

Hiromi Fukada

The purpose of this paper was to describe psychological reactance theory in detail and to discuss and refine the theory. The paper consists of following five parts.

1. Introduction: An overall explanation of J. W. Brehm's psychological reactance theory with an in - depth discussion.
2. The world of psychological reactance: (1) Psychological reactance in daily life situations. (2) Definition of psychological reactance.
3. The concepts of freedom in psychological reactance theory: (1) How we know and feel what freedom is. (2) Freedom of behavior. (3) The nature of freedom.
4. Types of obstruction of freedom: (1) Threats to and elimination of freedom. (2) Personal and impersonal obstruction of freedom. (3) The meaning of classifying obstruction of freedom. (4) Obstruction of freedom and social power. (5) Threats to freedom. (6) Internal and external threats to freedom. (7) External threats to freedom.
5. Justification and legitimacy in freedom: (1) Effects of justification and legitimacy of the obstruction of freedom on reactance strength. (2) Effects of justification and legitimacy of the obstruction of freedom on people's beliefs about freedom.

Key words: psychological reactance, freedom, threat to freedom, elimination of freedom, justification and legitimacy.

1. 序

心理的リアクタンス理論 (theory of psychological reactance) は、1966年に Jack W. Brehm によって提出された理論であり、個人のもつ自由とその自由に対する侵害をもたらす心理的リアクタンスという特殊な心理過程に焦点を当てたもので、人間の自由の問題に関する心理学的理論である。リアクタンス理論 (reactance theory) と表現する場合もある。心理的リアクタンス理論に関する専門書は、Brehm, J. W. (1966) の「心理的リアクタンス理論」に引き続いて、Wicklund (1974) の「自由とリアクタンス」および Brehm, S. S. & Brehm, J. W. (1981) の「心理的リアクタンス：自由とコントロールの理論」が公刊されている。障壁 (barriers) を自由の侵害の重要な形態と位置づけて

いるところに Wicklund (1974) の特徴があり、また、心理的リアクタンス理論を洗練し、充実させているところに Brehm & Brehm (1981) の特徴がある。このほかのまとまった著作としては、心理的リアクタンス理論をコンパクトに紹介した Brehm, J. W. (1972)、態度の自由に対する脅威の問題を論じた Brehm, J. W. (1968)、リアクタンス理論と学習性無力感モデル (learned helplessness model) との統合を試みた Wortman & Brehm, J. W. (1975)、臨床場面へのリアクタンス理論の適用を扱った Brehm, S. S. (1976) などが発表されている。

心理的リアクタンス理論は、1977年にわが国に紹介された。小関 (1977) は Brehm (1966) の概要を紹介しているし、深田 (1977) は、Brehm (1966) に基づき、心理的反発生起過程モデルを提案している。その

後、上野(1989)は、Brehm & Brehm(1981)の新しい理論的枠組みを、説得的コミュニケーションによる態度の自由の侵害を中心に述べている。わが国の心理的リアクタンス研究は、主として説得に対する抵抗の文脈で行われてきており、北海道教育大学の今城周造氏および大分医科大学の上野徳美氏による研究成果が蓄積されてきている。

本稿では、これまでにわが国で体系的に紹介されることのなかった心理的リアクタンス理論の全容を、主としてBrehm(1966)とBrehm & Brehm(1981)から紹介し、考察を加えることを目的とする。

2. 心理的リアクタンスの世界

2. 1. 日常生活の中のリアクタンス現象

ある日曜日のN家のできごとを通して、自由と心理的リアクタンスの問題を考えてみることにする。N氏は、日曜日になると朝からマージャン仲間と雀荘に繰り出して、夜遅く帰宅することが多い。ほんのときたま、思い出したように日曜大工をしたり、テレビを見たりして家にいることがあるくらいなもので、ほとんどの日曜日はマージャンで明け暮れるのである。N氏のマージャン狂いに対して、N夫人は日頃から強い不満を抱いており、「たまには、日曜日に家にいたって罰(バチ)は当たりませんよ。」と時々皮肉や小言をN氏に向かって言う。しかし、夫人の苦言もN氏にはあまり効き目がなく、雀荘通いが続いている。さて、ある日曜日の朝、いつものようにマージャンに出かけようと起きてきたN氏に対して、夫人が「あなた！今日はいつものように必ずマージャンをしに行って下さいね。高校時代の仲良しグループを招いてホーム・パーティーをする予定なので、あなたがいたら友だちが気を遣うから、家にいないで下さいね。」と声をかけた。N夫人の普段と逆の言葉を聞いたN氏は、一瞬戸惑いの表情をみせながら口の中で「ああ」とあいまいな返事を返した。そして、いつもなら、夫人の制止を振り切ってマージャンに出かけるN氏が、今日に限ってぐずぐずして、いつまでたっても出かける素振りを示さない。そのうち、居間のテレビの前に座り込み、「今日はどうしても見たい番組があるし、かねてから計画していた本箱作りもしなければ。」とつぶやく。N夫人は、夫の予想外の行動が理解できず、当惑を隠しきれないようであった。このあとN夫人の友達が訪れ、ホームパーティーが始まると、N氏はわざととも受け取られるほどの大きな音でテレビを視聴し、さらには、騒がしい電動のござりの音やトンカチの音をまき散らす行動にでることになる。

さて、N氏は一体なぜ予想に反する行動をとったのであろうか。N氏は、夫人からマージャンに出かけるように言われたことによって、①マージャンをしなければならない(強制)、②テレビを見てはいけない(禁止)、③日曜大工をしてはいけない(禁止)、という3つの行動が強制あるいは禁止されたことになる。N氏は、日曜日を自分の自由に過すことができると信じているはずである。すなわち、N氏は、①マージャンをする自由としない自由、②テレビをみる自由とみない自由、③日曜大工をする自由としない自由、の全てが自分にはあると信じている。たいていの日曜日、N氏はこれらの自由のうちから、①マージャンをする自由、②テレビをみない自由、③日曜大工をしない自由を行使している。ところが、夫人の言葉によって、N氏は、①マージャンをしない自由、②テレビを見る自由、③日曜大工をする自由が脅かされたと感じたのである。その結果、これらの3つの行動の自由が自分には確かにあるのだと主張するために、N氏は、マージャンに出かけることをやめて、家でテレビをみたり、日曜大工をしたりする方を選択したのである。もちろん、N氏がこうした自分の心理過程を細部に至るまで明確に意識していたかどうかはわからないが、少なくとも、自分が当然保有している自由が脅かされたという認識はあったはずである。自由が脅かされたという認識の発生に伴って、その時点までは非常に魅力的に思っていたマージャンが途端に色あせてきて、逆に、あまり関心のなかったテレビ視聴や日曜大工が急に魅力的なことのように思える、というように行動の選択肢の魅力に変化が生じていると推測される。明瞭にであるか漠然とであるかは別として、N氏は、強制された行動(マージャン)の魅力の減少と禁止された行動(テレビ視聴と日曜大工)の魅力の増加を経験していたにちがいない。すなわち、N氏は、夫人に言われるまでは今日もしたいと思っていたマージャンが急にしたくなくなり、それまで頭の片隅にも浮かばなかったテレビ視聴や日曜大工が急にしたくなるという、自分自身でうまく説明のできかねる心理的な変化を体験していたことになる。

N氏の行動に関する解釈を単純化するために、問題となる自由を①マージャンをする自由・しない自由、②テレビをみる自由・みない自由、③日曜大工をする自由・しない自由として考えてきた。しかし、厳密に言うと、ここで取り上げたN氏の行動に関係する自由にはもう1つ別の種類の自由がある。それは、家にいる自由(外出しない自由)と家にいない自由(外出する自由)である。N氏は、自分にはこの両方の自由があると信じており、通常は家にいない自由(外出する

自由)を行使している。しかし、N夫人の言葉によって、家にいる自由(外出しない自由)が脅かされたことになる。その結果、N氏は、いつもなら魅力的に思える外出にあまり関心がなくなり、逆に、いつもならうっとおしく思える家にいることが何やら楽しいことのように感じられ、家にいる自由(外出しない自由)を再確立するために、家にいる(外出しない)行動を選択したのである。このように、現実場面では、強制や禁止といった外界からの圧力は、必ずしも自由の一方的な侵害を意味するだけでなく、自由に対する2重の侵害、多面的な侵害を意味することがある。

2. 2. 心理的リアクタンスの定義

心理的リアクタンス(psychological reactance)は、個人が特定の自由(freedom)を侵害されたときに喚起される、自由回復を志向した動機的状态(motivational state)である。Brehm(1966)は、心理的リアクタンスを基本的に次のように考えている。「もしある人物の行動の自由が削減されたり、削減(reduction)に脅かされたりするならば、彼は動機的に喚起されるであろう、と仮定するのが合理的である。この喚起はおそらく自由のこれ以上の消失(loss)に対して抵抗する方向に志向しており、すでに消失してしまった自由や脅かされた自由の再確立の方向に志向している。この仮説的な動機状態は、人の行動の可能性についての削減あるいは削減の脅威(threats)に対する反応であり、概念的には反発力(counterforce)と考えられるので、その仮説的動機状態は『心理的リアクタンス』と呼ばれる」(p.2)。

2. 3. 心理的リアクタンス理論の範囲

心理的リアクタンス理論で扱う自由は、客観的現実としての自由ではなく、主観的現実としての自由である。リアクタンス理論は、個人が特定の行動の自由をもつと信じていると仮定し、もしその行動の自由が脅かされるならば、その自由を再主張する動機が喚起されるであろうと仮定する。つまり、すでに所有している自由を防護するように個人が動機づけられていると仮定するのである。そして、リアクタンス理論の成立にとって、自分には行動の自由があるという知覚を個人がもつことが必要十分条件である。

心理的リアクタンス理論は、Brehm & Brehm(1981)によると、かなり限定された自由の問題を取り扱う理論であり、理論の適用範囲も限定されている。リアクタンス理論では、人々が自分たちの行動の自由の侵害に対して抵抗するように常に動機づけられていると期待しているわけではなくて、自由の侵害によって抵抗

が生じやすい条件や抵抗が生じにくい条件を明確化しようとする。

しかし、リアクタンス理論は、人が自分には行動の自由があると知覚するための特殊な動機については何も仮定していないし、自分には自由があるという知覚が生じる理由についても触れていない。また、リアクタンス理論は、人が所有する自由の数を増加したり、最大化したりするような動機についても言及していない。このように、リアクタンス理論は、自由の知覚をリアクタンス喚起のための必要十分条件であると仮定しながら、そうした自由の知覚が生じる動機や自由の拡張動機に関しては一切言及していない。

3. リアクタンス理論における自由の概念

3. 1. 自由の実感

ある日曜日の朝、ベッドで目覚めたK氏は、今日一日をどんなふうに通そうかと、頭の中で思い巡らせる。「最初に、冷たい水で顔を洗って、気分をすっきりさせよう。次にセーターとジーパンに着替えて、朝食をとろう。そうだな、朝食には、こんがり焼いたトースト・パンを食べることにしよう。パンには、いつものように、バターといちごジャムを塗ろう。玉子と果物も欠かせないぞ。コーヒーは、確か封を切っていない新しいキリマンジャロがあったはずだ、楽しみだな。食事が終わったら、先週録画しておいたJリーグの試合のビデオを見て、それからドライブに出かけることにするか。天気がいいから、久しぶりに海岸まで足を伸ばそうか。……」K氏の頭に浮かんだ一連の行動は、そうした行動をとる自由が自分にあるとK氏が信じている行動である。その意味で、K氏は、これらの行動に関する自由をもつ。

上のK氏の例からわかるように、日常生活の中で私たちは多くの行動の自由を有しており、その自由を行使している。そのため、たいていの場合、私たちはいろいろな行動をとることが自由であるという感覚、望むままに行動を選択できるという感覚をもつことになる。

一般的に考えて、私たちが行動の自由をもつことは欲求の充足に役立つので、行動の自由(freedom of behavior)は私たちにとって本質的に有益である。逆に、行動の自由が侵害されることは欲求の充足が妨害されることを意味するので、自由の侵害は私たちにとって不利益をもたらす不快なできごとである。

3. 2. 行動の自由

行動の自由に対する侵害が心理的リアクタンスを生じさせるが、リアクタンス理論で問題となる行動の自

由は、一般的で抽象的な行動の自由ではなく、特定の具体的な行動の自由を指す。普通は特定の1つの行動あるいは特定のいくつかの行動が問題となる。行動の自由というからには、自由な行動が存在しなければならない。ある個人にとって、自由な行動 (free behavior) とは、現在の時点で、あるいは将来の時点で自分が従事できると思っている、いくつかの行動から成る行動セット (behavioral set) のことである。例えば、上述のN氏の例で言えば、N氏にとっての自由な行動とは、マージャン、テレビ視聴、日曜大工の3つであり、これらがN氏の自由な行動を構成する行動セットである。したがって、3つの行動のうちのどれか1つでもとることができなくなると、N氏はリアクタンスを経験するにちがいない。Brehm (1966) は、「もしある人物が自由な行動のセットをもっているとすると、これらの行動のうちのどれかが削除 (elimination) されたり、あるいは削除に脅かされたりするときにはいつでも、彼はリアクタンスを経験するであろう。」(p. 4) と述べている。

Brehm (1966) は、「……特定の行動が自由であるためには、個人はそうした行動に従事するための物理的能力と心理的能力をもたなければならないし、経験や習慣や公式協定によって、自分がそうした行動をとりうると知っていなければならない。」(p. 4) と述べている。この記述内容に関して、Brehm 自身はそれ以上の詳しい説明を行っていないが、この文章は次のように解釈できる。ある個人にとって、特定の行動Aが自由な行動であるためには、2つの条件が必要である。第1の条件は、個人にその行動Aをとるための能力があることであり、実行しようとして試みたときに、行動Aが実行可能な行動であるかどうかに関係する。第2の条件は、行動Aをとることが現実に許容される範囲のできごとであるという知識を個人がもっていることであり、行動Aが許容できる行動であるかどうかという認識に関係する。これは、あとで触れる、行動の正当性と合法性の問題と密接にかかわってくる。これらの2条件は必要条件であり、片方の条件のみが満たされても、行動Aは自由な行動とならない。すなわち、個人にとって、行動Aを実行する能力があっても、行動Aが承認できないような種類の行動であれば、行動Aはその個人にとって自由な行動といえない。また、行動Aが承認できるような種類の行動であっても、本人に行動Aを実行する能力がない場合には、行動Aはその個人にとって自由な行動といえない。

ところで、リアクタンス理論で扱う「行動」の概念は、狭義には、表出された行動を指すが、ときには、思考や態度や意志決定のような内面的反応をも含み、

特に「行動」の自由と並んで「態度」の自由がリアクタンス研究の中で大きな位置を占めている。態度の自由の問題は、Brehm (1966) の著書の中でも当初から「説得と態度変容」として唯一の独立したトピックとして取り上げられていることから、その重みをうかがい知ることができる。

3. 3. 自由の性質

リアクタンス理論を理解する上で鍵となる主要な概念は自由と脅威であると考えた Brehm & Brehm (1981) は、自由には、①自由が存在するという知識、②自由を行使する能力、③自由が保持される強度、④絶対的な自由と条件付きの自由、4つの性質があると捉えている。

(1) 自由が存在するという知識

リアクタンスが喚起されるためには、人は自分がXを行うことができるを知っていなければならない。自分には行動Xを実行する自由があると気づいていることが必要である。もし、自分に行動Xを実行する自由があると知っていなければ、行動Xを禁止されてもリアクタンスは生じない。

(2) 自由を行使する能力

自由が存在することに気づいているだけでなく、人は、その自由を行使するのに必要な能力を自分が持っていると感じていなければならない。たとえ、行動Xを実行する自由があると知っていたとしても、自分には行動Xを実行する能力がないと思っている限り、行動Xを禁止されても、リアクタンスは喚起されない。Brehm (1966) も指摘したように、自由が存在するという知識と自由を行使する能力は、行動の自由が成立する必要条件であり、リアクタンス喚起の前提条件となる。

(3) 自由が保持される強度

自分が自由を持っているという主観的印象にしても、自分が自由を行使する能力を持っているという感情にしても、有りか無しかといった2値的なものではなく、強い疑問から全面的な確信まで変化しうるものであり、それは程度で示される。自由がどの程度の強さで保持されているかによって、自由への脅威に対して喚起されるリアクタンスの程度は異なり、強く保持されている自由に対する脅威はより大きいリアクタンスを喚起すると予測される。

(4) 絶対的な自由と条件付きの自由

行動の自由は、自由が存在するという知識と自由を行使する能力とによって成立しており、自由はさまざまな強度で保持されているが、自由の利用のしやすさもまたさまざまである。現在も、将来も、あらゆる事

態で広範に利用できる自由は絶対的自由という。多くの自由は、状況や文脈によって制約をうけるのが普通であり、こうした意味で、絶対的自由は、あることについて考えるといった内的過程に限定されると解釈してよい。これに対して、状況や文脈によって制約をうける自由は条件付きの自由と呼ぶ。多くの外面的な自由は絶対的ではなく、状況や文脈に依存しているが、条件付きの自由は、自由でない解釈するのではなく、範囲が限定されていると解釈する。たとえば、せんべいをぼろぼろ食べる自由は、下宿で友人とおしゃべりをするときには存在するが、音楽ホールでコンサートを聞くときには存在しない。

自由の性格について、Brehm & Brehm (1981) は次のようにまとめている。「もし、ある人物が自分には行動Xを行う自由があり、自分にはその自由を行使する能力があると思っていて、自由が存在するための条件が満たされていると知覚しているならば、そのときその人物にとってこの自由は存在する。……(中略)……自由の主観的知覚が、自由の存在するための必要かつ十分条件である。」(p.22)

4. 自由の侵害の形態

自由の侵害の仕方に関して、Brehm (1966) は、削除か脅威かという次元と、恣意的 (personal) か偶発的 (impersonal) かという次元から2次元的に捉えている。そして、これらの2つの次元の組み合わせに基づいて、自由の侵害のタイプを、①恣意的削除、②偶発的削除、③恣意的脅威、④偶発的脅威の4タイプに分類している。

4. 1. 自由の削除と脅威

自由の侵害のタイプを決定する第1の次元は、自由の侵害が削除にあたるか、脅威にあたるかという観点である。

(1) 自由の削除

自由の削除とは、当該の自由が取り返しのつかない形で失われたことを意味する。自由の削除には2つの典型的な事態が考えられる。1つは、当該の自由がすでに奪われてしまったあとであり、今後その自由は回復することが不可能である事態である。もう1つは、当該の自由を削除しようとする極めて大きい圧力に直面していて、その圧力を回避することも、将来的に自由を回復することも共に不可能であり、実質的に自由がすでに失われた状態にある事態である。いずれの事態も、いったん失われた自由を再び取り戻すことが不可能な場合に、自由が削除されたという表現が用いら

れる。

(2) 自由の脅威

ところで、自由に対する脅威とは、当該の自由の維持が脅やかされている状態を意味する。自由に対する脅威には、3つの典型的な事態が考えられる。最初は、当該の自由がすでに奪われてしまったあとであるが、その自由は回復することが可能である事態である。次は、当該の自由を削除しようとする圧力に直面しているが、その圧力を回避することが可能であり、したがって自由を維持することが可能な事態である。最後は、当該の自由を削除しようとする圧力が現時点ではまだ存在しないが、将来的にそうした圧力が生じると予期される事態であり、暗々の脅威と呼ばれる事態である。

4. 2. 恣意的侵害と偶発的侵害

自由の侵害のタイプを決定する第2の次元は、自由の侵害が恣意的であるか、偶発的であるかという観点である。

(1) 自由の恣意的侵害

恣意的な自由の侵害とは、特定の自由を奪おうとする圧力が明らかに意図的に特定の個人に対して向けられる場合を指す。この場合、個人は、自分のもつある特定の自由が、他者や組織によって意図的に侵害されていると、容易に知覚することができる。すなわち、自由の侵害が存在することとその自由の侵害が自分自身に向けられていることに簡単に気づくことができる。

(2) 自由の偶発的侵害

これに対して、偶発的な自由の侵害とは、特定の自由が偶発的な出来事によってたまたま侵害されてしまった場合を指す。この場合、個人は、自分のもつある特定の自由に対する侵害の存在を知覚しにくい。仮に自由の侵害の存在に気づいたとしても、その侵害が自分自身に対して意図的に向けられているとは知覚しにくく、自分に偶然生じた自由の消失は他のだれにでも起こりうる偶発的な現象であると知覚するのである。

4. 3. 自由の侵害のタイプの意味

先に述べたように、Brehm (1966) は、自由の侵害のタイプを、恣意的削除、偶発的削除、恣意的脅威、偶発的脅威として捉えている。自由の侵害の分類次元として、彼が恣意的-偶発的次元を考慮した理由は、リアクタンス喚起とリアクタンス効果が極めて一般的な現象であるということを示明するために、自由が偶発的に侵害される場合にさえ、リアクタンスが喚起され、その結果さまざまな心理的・行動的変化がもたらされることを強調する必要があったからである。

また自由の侵害の分類次元としての削除-脅威次元

は、自由の直接的回復が可能であるかどうかを決定する次元である。自由に対する脅威がリアクタンスを喚起すると、脅やかされた自由を回復しようと動機づけられ、自由の直接的回復を志向した行動が顕在化するであろうと、容易に想像できる。しかし、自由がいったん削除されると、その削除された自由を直接回復することは不可能である。自由の直接的回復が不可能であるにもかかわらず、自由の削除はリアクタンスを喚起し、削除された自由を再び行使したいという欲求が増加し、間接的にせよ自由の回復を志向した行動が動機づけられるところに、自由の削除が引き起こすリアクタンス過程の特徴があるといえる。

4. 4. 自由の侵害と社会的勢力

ところで、Brehm (1966) によれば、自由の恣意的削除が生じる状況には、自由の侵害者と被侵害者との社会的勢力関係あるいは社会的地位関係からみると、2通りの典型的な状況がある。第1に、個人のもつ特定の行動の自由は、その個人に対して勢力を及ぼしうる他者や組織によって削除される。これは、勢力の小さい個人の自由が、勢力の大きい他者や組織によって恣意的に削除される場合である。大きい勢力を有する他者や組織は、物理的な力を行使することによって、あるいは大きな罰を加えたり、報酬を取り消したりすると脅やかすことによって、個人に行動の自由を放棄するように強制するのである。勢力の大きい侵害者が勢力の小さい被侵害者の自由を削除するための十分条件としては、侵害者は2つの能力を持たねばならない。被侵害者の自由を削除できるだけの大きい勢力、すなわち賞罰の強い統制力をもつことがまず第1の基本条件である。そして、被侵害者の行動を常に監視することによって、自由の削除が確実に生じていることを確認するための監視力をもつことが第2の条件となる。

第2に、勢力の大きい個人の自由が、相対的に勢力の小さい他者によって削除されることがある。これは、勢力の小さい自由の侵害者の非可逆的行為によって生じる。すなわち、こうした低勢力者による高勢力者の自由の削除は、高勢力者が自由を維持するために必要不可欠な事物や情報を二度と入手できなくすることによって実現する。高勢力者による自由の削除と異なり、低勢力者による自由の削除は、言語的脅威から生じることはない。ところで、低勢力者が自由を削除することをあらかじめ高勢力者が気づいていれば、高勢力者は自由の削除を防ぐことが可能である。しかし、どのように注意深い人であっても、他者の行動を完全に予測することはできないし、仮に他者の行動を予測できたとしても、他者の行動を四六時中監視し続けること

はできないのである。したがって、低勢力者が高勢力者の自由を削除してしまうといった出来事が起こりうるのである。なお、低勢力者によって自由を一度削除された経験をもつ高勢力者は、低勢力者に対する報酬を減少させたり、罰を増加させたりすると共に、監視を強めることで、自由の削除が将来繰り返し生じないように防御策を講じるはずである。

4. 5. 自由に対する脅威

これまでのべてきたように、当初 Brehm (1966) は、自由の侵害の形態を脅威一削除と恣意的一偶発的の2次元4タイプとして捉えていた。しかし、Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害の形態を2次的に4タイプに分類することに対して、このような分類が心理的リアクタンス理論にとって重要ではないという否定的な見解を示した。もちろん、彼らも、そうした分類が心理的リアクタンス理論の説明する範囲を明確化するのに役立つことは認めている。

自由の侵害の形態を脅威と削除に分類する必要がないと考えた Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害を脅威という用語で一括して表現することを選び、削除という用語を脅威と区別して使用することに消極的である。彼らは、自由に対する脅威を再定義し、「ある人物が自分にはある特定の自由があると信じているとすれば、その人物がその自由を行使することの困難さを増加させるような、その個人の上にかかるあらゆる力がその自由に対する脅威となる。したがって、自由の行使に対して抑制的に作用するようなあらゆる種類の企てられた社会的影響、あらゆる種類の偶発的できごと、および自由を保持している個人の側のあらゆる行動（その個人の嗜好を含む）が脅威として定義される。」(p. 3-p. 4) と述べている。自由の行使に対して抑制的に作用する3種類の脅威の具体例として、次のような事柄が指摘されている。

- ① 脅威とみられる社会的影響の企ての例：命令、説得、賄賂による追従の企て、非追従に対する罰の脅し、合意形成のためのコミュニケーション。
- ② 自由を脅やかす偶発的できごとの例：制限的法案の可決、材料や製品の不足の発生、社会や自然に起因する事故（休暇を過ぎ予定であった都市を地震が荒廃させるような場合）
- ③ 自由をもつ個人自身の行動が脅威となる例：選択や決定によるある自由の行使の妨害（別の選択肢を手に入れるためにある選択肢を捨てなければならないような場合）

Brehm & Brehm (1981) が脅威の種類の一つとして指摘した「自由をもつ個人自身の行動」は、Brehm

(1966) が特に注目しなかった脅威の種類である。こうした種類の脅威に関して、Wicklund (1974) は意志決定過程における「自由に対する自己が課した脅威 (self-imposed threat)」として取り上げている。

4. 6. 自由に対する内的脅威と外的脅威

Brehm & Brehm (1981) は、リアクタンスを喚起する源泉、すなわち脅威の源泉の位置によって、脅威を内的脅威 (internal threat) と外的脅威 (external threat) に分類できるとしている。上述の3種類の脅威のうちの③が内的脅威に相当し、①と②が外的脅威に相当する。そして、外的脅威は、さらに2つの独立した次元によって分類可能であるという。その第1の分類次元は、偶発的脅威—恣意的脅威の次元であり、第2の分類次元は、社会的脅威 (social threat) —非社会的脅威 (nonsocial threat) の次元である。

4. 7. 自由に対する外的脅威

外的脅威の第1の分類次元である恣意的脅威—偶発的脅威という次元は、自由の侵害の形態の分類次元として Brehm (1966) が提案した次元でもある。Brehm (1966) によれば、恣意的脅威に関しては、人はその脅威が自分自身に意図的に向けられていると容易に知覚できるが、偶発的脅威に関しては、その脅威が自分自身に向けられていると容易に知覚できない。こうした Brehm (1966) の見解を基礎に置き、Brehm & Brehm (1981) は、恣意的脅威と偶発的脅威を区別する意味を考察している。恣意的脅威の場合、個人は自分のもつ特定の自由に対する脅威の源泉の影響意図を知覚しやすい。このことは、同一の源泉が将来的にも当該の自由あるいは別の自由を脅やかす可能性が大きいという認知を生じさせやすく、現在の自由に対する脅威に加えて、将来の自由に対する暗々の脅威 (implied threat) の存在は、喚起するリアクタンスを増大させる。これに対して、偶発的脅威の場合、個人は自分のもつ特定の自由が脅威の源泉によって意図的に脅やかされているとは知覚しにくいので、同一源泉が将来的に当該の自由あるいは別の自由を脅やかす可能性は偶然的で小さいという認知を生じさせやすく、喚起されるリアクタンスは、恣意的脅威の場合に比べて、小さいと考えられる。このように、恣意的脅威と偶発的脅威とでは、それぞれの脅威が意味する将来の脅威 (暗々の脅威) の大きさが異なり、その結果として喚起されるリアクタンスの大きさが異なることと推論されることから、恣意的脅威と偶発的脅威を区別する意味があるといえる。しかしながら、政府や企業などの大組織は個人の自由を偶発的に脅やかすが、こうした源泉からの脅威が個

人の将来の自由に対する脅威を意味する場合もしばしばみられる。したがって、恣意的脅威—偶発的脅威という分類次元は、理論的に複雑すぎて、あまり有用ではないので、特定の変数に焦点を絞って自由の問題を検討する方が望ましいと、Brehm & Brehm (1981) は述べている。例えば、個人が脅威の源泉との将来の相互作用を期待するかどうかという変数に目を向けることによって、将来の相互作用の期待が将来の自由に対する脅威の意味を強め、リアクタンス喚起の増大が予想できるようになり、自由の問題に関する具体的な検討が可能になるのである。

外的脅威の第2の分類次元である社会的脅威—非社会的脅威という次元は、Brehm (1966) が特に触れなかった次元である。心理的リアクタンス理論では、自由に対する脅威は社会的源泉からでも非社会的源泉からでも生じると仮定している。したがって、リアクタンスが喚起されるために、脅威の性質が社会的でなければならないという必要はない。むしろ、脅威の源泉が社会的である場合には、すなわち社会的脅威に対しては、個人は、その源泉に特定の印象をもってもらうと意図的にリアクタンスが喚起したかのような自由回復行動をとることによって、印象操作を行うことがある。このように、社会的脅威の場合には、印象操作としてのリアクタンスの行動がとられる可能性がある。そこで、社会的脅威に対して個人の示す自由回復行動が、リアクタンスに動機づけられた自由回復行動であるのか、印象操作に基づく見せかけの自由回復行動であるのか、を弁別的に判断する必要がある。

5. 自由における正当性と合法性

5. 1. 自由の侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響

リアクタンス強度の規定因として、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性 (justification) と合法性 (legitimacy) の要因についても触れている。この正当性と合法性を説明するにあたって、Brehm (1966) は次のような例を挙げている。「ブラウン氏がベティに子守りをしてもらいたいとき、もしミス氏が『今晚ベティに子守りをさせてはいけません。』と言えば、ブラウンはリアクタンスを経験するはずである。しかしながら、ブラウンの反応がスミスの妨害の正当性／合法性によって影響されることは明らかである。もし、ミスが、ベティの母親は緊急手術のために入院したと付け加えて、侵害を正当化すれば、ブラウンは強いネガティブな反応を示さないであろう。もしベティが10代前半の子どもで、ミスがたまたま彼女の父親であ

るとすれば、スミスはベティの行動を合法的にコントロールできるので、やはりブラウンが強いネガティブな反応を示す可能性はないであろう。」(p.7)。

自由の侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響の問題に関して、Brehm (1966)を参考にしながら、考察を進める。正当性と合法性は、脅威の範囲を限定するかどうかに関わりをもつ。自由が正当に侵害される場合は、侵害される自由行動の範囲が特定の単一の行動あるいは特定の行動セットに限定され、それ以外の行動にまで脅威が及ぶことは考えられない。例えば、上記の例で言えば、母親の緊急入院という正当な理由に基づいて、スミスはブラウンの自由行動(ベティに子守りをさせる)を侵害したので、ブラウンは、スミスが将来の事態でも同じように自由を侵害しそうだと思うことはないはずである。ブラウンの自由行動の中で、自由を侵害された行動は、現時点での特定の自由行動(ベティに子守りをさせる)に限定され、ほんのわずかな自由行動が侵害されたことにしかならないので、喚起されるリアクタンスの強度は小さいのである。これに対して、もしスミスが正当な理由もなく、ブラウンの行動の自由を侵害したとすれば、ブラウンは、スミスが将来の事態でも同じようにその自由行動を侵害しそうだと感じるはずである。ブラウンの将来の自由行動が暗々に侵害され、現時点での特定の自由行動の侵害にこれら将来の自由行動の侵害が加わることによって、侵害されるブラウンの自由行動の数が増加するので、リアクタンスの強度は大きくなるのである。

自由が合法的に侵害される場合も、侵害される自由行動の範囲が限定される。例えば、上記の例で考えると、父親であるという合法的な理由に基づいて、スミスはブラウンの自由行動(ベティに子守りをさせる)を侵害したので、ブラウンはスミスが別の種類の行動(例えば、ネッドに犬の散歩をさせる)でも同じように侵害しそうだと思うことはないはずである。ブラウンの自由行動の中で自由を侵害された行動は、特定の自由行動(ベティに子守りをさせる)に限定されるので、喚起されるリアクタンスの強度は小さいのである。これに対して、もしスミスが合法的な理由もなく、ブラウンの行動の自由を侵害したとすれば、ブラウンは、スミスが別の事態でも同じように別の自由行動を侵害しそうだと感じるはずである。ブラウンの別の自由行動が暗々に侵害され、特定の自由行動の侵害に別の自由行動の侵害が加わることによって、侵害されるブラウンの自由行動の数が増加するので、喚起されるリアクタンスの強度が大きくなるのである。

自由の侵害の正当性と合法性が暗々に侵害される自由の数に関係することをみてきたが、上で挙げた例と

説明は単純すぎたかもしれない。自由の侵害の正当性に関しては、不当性が増すにつれて、現時点での特定の自由行動Aに加えて、将来的にもその特定の自由行動A2, A3, A4が侵害される可能性が増加すると説明したが、不当な侵害は、将来における別の自由行動B, C, Dが侵害される可能性も増加させる。すなわち、ある特定の自由行動を、現時点で不当に侵害する人物は、将来その特定の自由行動を繰り返し侵害する可能性があるだけでなく、別の自由行動をも侵害する可能性が十分あるとみなされる。こうして、自由の侵害の不当性が増加するほど、暗々に侵害される自由の数は増加するし、また、暗々の脅威の程度も強く感じられることになる。自由の侵害の合法性に関しては、非合法性が増すにつれて、現時点での特定の自由行動Aに加えて、将来的に別の自由行動B, C, Dが侵害される可能性が増加すると説明したが、非合法的な侵害は、当然、将来におけるその特定の自由行動A2, A3, A4が侵害される可能性を増加させる。合法的な侵害も、現時点での特定の自由行動Aに加えて、将来的にも同じ特定の自由行動A2, A3, A4の侵害を予想させるけれども、自由行動Aの合法的な侵害が別の自由行動B, C, Dにまで波及することはありえない。したがって、別の自由行動に対する暗々の侵害の可能性をもつ分だけ、非合法的な侵害によって暗々に侵害される自由の数は増加するであろう。

自由の侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響は、次のようにまとめることができる。侵害の正当性あるいは合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が減少し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が減少するが、侵害の不当性あるいは非合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が増加し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が増大すると考えられる。Brehm (1966)は、正当性と合法性が暗々に脅かす自由の数については言及している。

ところで、ここで重要なことは、リアクタンスの生起にとって、正当性の欠如および合法性の欠如が必要条件であるかどうかという問題である。すなわち、自由の侵害の正当性や合法性が高ければ、リアクタンスが生起せず、自由の侵害が不当であるときあるいは非合法的であるときにのみ、リアクタンスが生起するかどうか、が争点となる。Brehm (1966)は、いかにうまく正当化される侵害であっても、また、いかに合法的な侵害であっても、自由の侵害はリアクタンスを生起させる、と主張しており、自由侵害の正当性や合法性の欠如がリアクタンス喚起の前提条件ではないと断言している。

しかし、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性と合法性の問題を正面から取り上げることに對して消極的な姿勢を示している。その理由は、自由の侵害の正当性と合法性は、リアクタンス強度の規定因として作用するだけでなく、リアクタンスの効果に対しても影響を及ぼすからである。あとで詳しく触れるが、自由の侵害の正当性と合法性は、リアクタンスが生じた結果としてもたらされる自由回復の試みの仕方に影響する。すなわち、自由の侵害の正当性あるいは合法性が低い場合は、侵害された自由を直接回復しようとする試みがとられやすいが、自由の侵害の正当性あるいは合法性が高い場合は、侵害された自由を直接回復しようとする試みは抑制され、むしろ間接的な自由回復の試みがとられやすくなる。このように、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度の有力な規定因であることを認めてはいるものの、その全体的な効果が複雑であるため、これらの要因をリアクタンス強度の規定因として積極的に位置づけることを回避してしまっている。Brehm & Brehm (1981) も、この自由の侵害の正当性と合法性の要因を全く取り上げていない。

5. 2. 自由の侵害の正当性と合法性が自由の信念に及ぼす影響

確かに、自由の侵害の正当性と合法性の問題は、Brehm (1966) が気づいている以上に複雑なものであるように思われる。ここではこの問題をさらに掘り下げて考察してみることにする。

自由の侵害の正当性と合法性に関する Brehm (1966) の説明例をもう一度思い出してみよう。ブラウンがベティに子守りさせる自由を、スミスが侵害したわけであるが、スミスが自由を侵害する以前の時点では、ブラウンは自分にはベティに子守りさせる自由があると知覚していたはずである。そこへ、スミスがやって来て、「ベティに子守りさせてはいけない。」と言うのであるが、このとき、もしスミスが「ベティに犬の散歩を頼みたいから、別の子どもに子守りさせてくれ。」と付け加えてブラウンの自由を侵害したとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は不当であるので、自分にはベティに子守りさせる自由があるというブラウンの信念は揺らぐことなく保持される。他方、もし、スミスが、「ベティの母親が緊急入院したので、別の子どもに子守りさせてくれ。」と付け加えたとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は正当であるので、自分にはベティに子守りをしてもらう自由があるというブラウンの当初の信念は崩れ、自分にはベティに子守りをしてもらう自由はないとい

う方向へブラウンの信念は変化するはずである。このように、自由の侵害の正当性は、個人が当初もっていた自由の認識それ自体に影響を及ぼすのである。自由の正当な侵害は、当初保持していた自由の信念を低下させてしまうので、自由の侵害があったとしても、リアクタンスはあまり強く喚起されない、ということになる。このように、自由の正当な侵害が当初の自由の認識を低下させ、リアクタンス強度を減少させるという側面と、先に述べたように自由の不当な侵害が暗々に侵害される自由の数を増すことによって、リアクタンス強度を増加させるという側面とが絡まり合って、リアクタンス強度を規定していると考えられる。すなわち、自由の侵害の正当性が高まるにつれてリアクタンス強度は小さくなり、逆に、自由の侵害の不当性が高まるにつれてリアクタンス強度は大きくなると予想されるが、そこには2つの独立したメカニズムが作用していると推測される。また、自由の正当な侵害が当初の自由の信念を消滅させ、自由の認識が存在しなくなるような極端な事態が生じた場合には、いわゆる自由の侵害が自由の侵害を意味しなくなるので、リアクタンスが全く喚起されないことも起こりうる。

また、自由の侵害の合法性に関しても正当性と同じように考えることができる。同じ説明例で、スミスから自由を侵害される以前の時点で、ブラウンは自分にはベティに子守りさせる自由があるという信念もっていた。そこへ、ベティの隣人であるスミスがやって来て、「ベティに子守りさせてはいけない。」と言えば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は合法的でないので、自分にはベティに子守りさせる自由があるというブラウンの当初の信念は揺らぐことなく保持される。他方、ベティの父親であるスミスが同じことを言ったとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は合法的であるので、自分にはベティに子守りさせる自由があるというブラウンの当初の信念は弱まるか消失してしまう。こうして、自由の侵害の合法性も、個人が当初もっていた自由の認識それ自体に影響を及ぼすのである。自由の合法的な侵害は、当初保持していた自由の信念を低下させてしまうので、自由の侵害があったとしても、リアクタンスはあまり強く喚起されない、ということになる。こうして、自由の合法的な侵害が当初の自由の認識を低下させ、リアクタンス強度を減少させるという側面と、先に述べたように、自由の非合法的な侵害が暗々に侵害される自由の数を増すことによって、リアクタンス強度を増加させるという側面とが絡まり合ってリアクタンス強度を規定していると思われる。すなわち、自由の侵害の合法性が高まるにつれてリアクタンス強度は小さ

くなり、逆に、自由の侵害の非合法性が高まるにつれてリアクタンス強度は大きくなると予想されるが、そこにも2つの独立したメカニズムが作用していると推測される。そして、自由の正当な侵害の場合と同様に、自由の合法的な侵害が当初の自由の信念を消滅させてしまうような極端な事態では、いわゆる自由の侵害によって全くリアクタンスが喚起されないこともありうるかもしれない。

以上のように、自由の侵害の正当性と合法性は、それぞれ2つの独立したメカニズムが作動することによって、リアクタンス強度を規定していることを新たに指摘することができた。一見複雑そうに見えるこれら2つのメカニズムも検証可能であると判断できる。なぜならば、自由の正当な侵害あるいは合法的な侵害の場合に働くメカニズムと自由の不当な侵害あるいは非合法的な侵害の場合に働くメカニズムとを分離させて捉えることによって、これらのメカニズムの存在を検討できるからである。すなわち、リアクタンス強度は、自由の侵害の正当性あるいは合法性の増加に伴う、自由の信念の低下を媒介とするリアクタンス強度の減少と、自由の侵害の正当性あるいは合法性の減少に伴う、侵害される自由の数の増大を媒介とするリアクタンス強度の増加との合成関数である。このように、リアクタンス強度の規定因としての、自由の侵害の正当性と合法性は、Brehm (1966) が考えていた以上に複雑ではあるが、その検討を回避しなければならないほど複雑すぎるとは思わない。自由の侵害の正当性と合法性の要因は、リアクタンス強度の極めて有力な規定因の1つであるので、今後積極的に取り上げて、検討すべきである。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, J. W. 1968 Attitude change from threat to attitudinal freedom. In A. G. Greenwald, T. C. Brock, & T. M. Ostrom (Eds.), *Psychological foundations of attitudes*. New York: Academic Press. Pp.277 - 296.
- Brehm, J. W. 1972 *Response to loss of freedom: A theory of psychological reactance*. Morristown, N. J.: General Learning Press.
- Brehm, S. S. 1976 Reactance theory. In Brehm, S. S. *The application of social psychology to clinical practice*. New York: John Wiley & Sons. Pp.13 - 63.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田博己 1977 コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要(第一部), 26, 259-269.
- 小関八重子 1977 リアクタンス理論 水原泰介(編) 個人の社会行動(講座社会心理学第1巻) 東京大学出版会 Pp.247-271.
- 上野徳美 1989 説得への抵抗と心理的リアクタンス 大坊郁夫・安藤清志・池田謙一(編) 社会心理学パースペクティブ1—個人から他者へ 誠信書房 Pp.250-271.
- Wicklund, R. A. 1974 *Freedom and reactance*. New York: John Wiley & Sons.
- Wortman, C. B., & Brehm, J. W. 1975 Responses to uncontrollable outcomes: An integration of reactance theory and the learned helplessness model. *Advances in Experimental Social Psychology*, 8, 277 - 336.